

未収金解消の取り組み について報告します

未収金（期限を過ぎても納付されない市税など）
解消の取り組みを一層推進するため、平成26年6月
1日に債権管理課が新設され1年5カ月が経ちまし
た。本市の未収金の状況などを報告します。

問い合わせ先 駅南庁舎債権管理課債権回収係
TEL 0857-20-3435
FAX 0857-20-3403

行政サービスの財源は

市が提供しているサービスは、
みなさんにお支払いいただく市税
や各種保険料・使用料などを財源
としています。これらが予定どお
り市の収入として入らず未収金と
なった場合は、サービスの提供に
支障が出ることも考えられます。

主な未収金の状況

市の未収金残高は平成23年度が
ピークで、約49億200万円です
た。平成24年度には、市税と国民
健康保険料を一体的に徴収する徴
収課を設置するなど、体制を強化
しました。これらの取り組みによ

ところ パーソナルサポートセン
ター（幸町151中央
人権福祉センター内）

対象者 仕事や生活に困っている
人、離職などにより住居
を失った人または失う恐
れのある人、生活困窮の
ため子どもの学習や進路
に悩みのある人 など

問合せ TEL 0857-20-4888
FAX 0857-24-8067

法的手続きの取り組み

市では、長期滞納や住所不明な
どにより回収の難しい債権につい
て、債権管理課が法的手続きによ
り整理・回収しています。平成26

年度の実績は、5件・約293万
円で、引き続き支払督促や差押命
令など裁判所を通じて回収を進め
ていきます。

納付しやすい環境に向けて
銀行窓口での納付書による納付
に加え、軽自動車税は平成23年度
から、その他の市税は平成24年度
から納期内に限りコンビニエンス
ストアで納付できるようになりま
した。

また、口座振替の手続きが簡単
にできるペイジー口座振替の取
扱い対象を、国民健康保険料以外
の税や料金にも広げ、さらに便利
になりました（下記参照）。

市税などを滞納すると 他にもこんなことが...

市税を滞納すると、市が提供するサー
ビスに制限を受ける場合があります。
例えば・・・

- ・市営住宅への入居申込
 - ・入札参加資格
 - ・各種補助金の交付
例：街なか住宅取得事業利子補給金
中小企業人材育成支援事業補助金 など
 - ・各種制度融資
例：中小企業小口融資
小規模事業者融資 など
- また、市税以外では、国民健康保険料
や後期高齢者医療保険料、介護保険料を
滞納すると、次のような影響があります。
例：国民健康保険料では、有効期間の
短い被保険者証となる。
介護保険料では、自己負担割合が
1割から3割に増加する。 など



り、未収金残高は平成26年度決
算で約38億8500万円となり、
ピークと比べ約10億1700万円
減りました。今後も、未収金をさ
らに減らすための取り組みを進め
ていきます。

納期内に納付しましょう

納期限までに支払いがない場
合、督促状を送ることとなり、督
促手数料が発生します。また、法
令の定めにより延滞金などが課さ
れる場合もありますので、納期内
に納付しましょう。

督促をそのままにしておくと

税や保険料、保育料などの督促
があったにもかかわらず支払い
がない場合、市は差押などを行っ
て回収を図ります。また、債権の
種類によっては、訴訟により裁
判所から差押命令が出されること
もあります。

早めの納付相談を

傷病や失業、災害、盗難などの
事情がある場合は、納期限までに
各担当課までご相談ください。

また、本市では、働きたくても
働けない、住む所がないなどの
困りごとの無料相談窓口として、
パーソナルサポートセンターを
開設しています。センターでは、
専門の支援員がみなさんに寄り添
いながら、他の専門機関と連携し
て解決に向けた支援を行います。

とき 平日午前8時30分から
午後5時15分

ペイジー口座振替の取扱い対象を拡大しました

キャッシュカードを使って簡
単に口座振替の申込みができる
「ペイジー口座振替受付サービ
ス」を、市
税などでも
利用できる
ようになり
ました。こ
の機会に、
納め忘れが
なく便利で
確実な口座
振替を、ぜ
ひ、ご利用
ください。



簡単な端末操作で登録できます

取扱税目・料金

- ▼市・県民税 ▼固定資産税・都市計画税 ▼軽自動車税 ▼国民健康保険料 ▼介護保険料 ▼後期高齢者医療保険料 ▼保育所保育料 ▼幼稚園保育料 ▼市営住宅家賃・駐車場使用料 ▼受託県営住宅家賃・駐車場使用料 ▼簡易水道使用料 ▼下水道使用料 ▼集落排水施設使用料 ▼浄化槽使用料

注意事項

- ◆キャッシュカードの名義人ご本人のみの受付となります。
 - ◆給与、年金などから特別徴収されている人は対象外です。
 - ◆従来の通帳印と申請書を用いた方法による手続きも継続して行います。この場合は、従来どおり金融機関で手続きをお願いいたします。
- 対象金融機関**
▼鳥取銀行 ▼山陰合同銀行
▼鳥取信用金庫 ▼中国労働金庫
▼ゆうちょ銀行 ▼鳥根銀行
- ご用意いただくもの**
◆右記金融機関のキャッシュカード（通帳、お届印は不要）
◆本人確認書類
（運転免許証、保険証など）
◆口座振替を希望する税、料金の納付通知書

受付場所
債権管理課・保険年金課・高

問 本庁舎出納室
TEL 0857-20-3321
FAX 0857-20-3066